

平成30年第1回箕面市議会定例会議案

- 第1号議案 平成30年度箕面市一般会計予算
- 第2号議案 平成30年度箕面市特別会計財産区事業費予算
- 第3号議案 平成30年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費予算
- 第4号議案 平成30年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算
- 第5号議案 平成30年度箕面市特別会計介護保険事業費予算
- 第6号議案 平成30年度箕面市特別会計介護サービス事業費予算
- 第7号議案 平成30年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費予算
- 第8号議案 平成30年度箕面市病院事業会計予算
- 第9号議案 平成30年度箕面市水道事業会計予算
- 第10号議案 平成30年度箕面市公共下水道事業会計予算
- 第11号議案 平成30年度箕面市競艇事業会計予算

別冊

報告第1号	専決処分の承認を求める件（平成29年度箕面市競艇事業会計補正予算（第3号））……………	1
報告第2号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）……………	9
第12号議案	財産取得の件……………	13
第13号議案	損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額を定める件……………	15

第 1 4 号議案	市道路線の認定及び廃止の件	17
第 1 5 号議案	箕面市学童保育に関する条例改正の件	23
第 1 6 号議案	箕面市子ども・子育て支援条例改正の件	25
第 1 7 号議案	箕面市証明その他の手数料条例改正の件	27
第 1 8 号議案	箕面市介護保険給付費準備基金条例改正の件	31
第 1 9 号議案	箕面市後期高齢者医療に関する条例改正の件	33
第 2 0 号議案	箕面市特別会計条例改正の件	35
第 2 1 号議案	箕面市新市立病院整備審議会設置条例制定の件	37
第 2 2 号議案	箕面市立病院医療体制整備基金条例制定の件	41
第 2 3 号議案	箕面市病院企業職員定数条例改正の件	43
第 2 4 号議案	箕面市生産緑地地区の区域の規模に関する条例制定の件	45
第 2 5 号議案	箕面市火災予防条例改正の件	47
第 2 6 号議案	箕面市水道事業給水条例改正の件	49
第 2 7 号議案	箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件	51
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	53

報告第1号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成30年1月15日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年2月19日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成29年度箕面市競艇事業会計補正予算（第3号）（別紙）

（理由）

売上げが見込みを上回り、払戻金等の関連経費が不足することに伴い、平成29年度箕面市競艇事業会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため。

平成29年度箕面市競艇事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成29年度箕面市競艇事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度箕面市競艇事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（2）一日平均売上金額	570,940 千円	35,715 千円	606,655 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（ 計 ）
	収	入	
第1款 競艇事業収益	51,803,704 千円	3,147,168 千円	54,950,872 千円
第1項 営業収益	51,801,098 千円	3,147,168 千円	54,948,266 千円
	支		
第1款 競艇事業費用	51,520,277 千円	2,758,540 千円	54,278,817 千円
第1項 営業費用	50,524,276 千円	2,758,540 千円	53,282,816 千円

平成30年1月15日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成29年度箕面市競艇事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 競艇事業 収益			51,803,704	3,147,168	54,950,872	
	1 営業収益		51,801,098	3,147,168	54,948,266	
		1 開催収益	49,014,098	3,066,000	52,080,098	舟券売上金、返還金
		4 その他営業収益	722,424	81,168	803,592	入場料収入、端数切捨金収入、 時効収入、寄附金他

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 競艇事業 費用			51,520,277	2,758,540	54,278,817	
	1 営業費用		50,524,276	2,758,540	53,282,816	
		1 開催費	39,018,900	2,490,960	41,509,860	舟券の発売・払戻業務及びその 他開催業務に要する費用
		2 交付金	2,295,924	112,180	2,408,104	モーターボート競走法交付金他
		4 施設費	1,486,950	145,800	1,632,750	施設借上げ等に要する費用
		7 管理費	642,539	9,600	652,139	事業全般に関連する費用

平成29年度箕面市競艇事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	283,427	763,542	1,046,969
引当金の増減	10,315	626	10,941
業務活動に伴う流動資産の増減額	△ 80,631	△ 27,975	△ 108,606
業務活動に伴う流動負債の増減額	△ 79,676	142,929	63,253
業務活動以外の流動資産の増減額	△ 3,008	△ 1,740	△ 4,748
業務活動によるキャッシュ・フロー①	257,507	877,382	1,134,889
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー②	2,999	0	2,999
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー③	0	0	0
4 資金の増加額④=①+②+③	260,506	877,382	1,137,888
5 資金期首残高	3,814,099		3,814,099
6 資金期末残高	4,074,605	877,382	4,951,987

平成 29 年度(2017年度)

箕面市競艇事業会計補正予算(第 3 号)参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

収入

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
		(千円)	(千円)	(千円)
1 競艇事業収益		51,803,704	3,147,168	54,950,872
1 営業収益		51,801,098	3,147,168	54,948,266
	1 開催収益	49,014,098	3,066,000	52,080,098
	4 その他営業収益	722,424	81,168	803,592

収益的収入及び支出

支出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計
		(千円)	(千円)	(千円)
1 競艇事業費用		51,520,277	2,758,540	54,278,817
1 営業費用		50,524,276	2,758,540	53,282,816
	1 開催費	39,018,900	2,490,960	41,509,860
	2 交付金	2,295,924	112,180	2,408,104
	4 施設費	1,486,950	145,800	1,632,750
	7 管理費	642,539	9,600	652,139

節	明 細	
	金額	備 考
	(千円)	(千円)
電話投票舟券発売金	25,150,398	電話投票舟券売上金 24,609,000 3,000,000 増 電話投票舟券返還金 541,398 66,000 増
端数切捨金収入	101,918	払戻金端数切捨金 101,918 6,000 増
寄附金	616,602	電話投票運営協力金 616,602 75,168 増

節	明 細	
	金額	備 考
	(千円)	(千円)
使用料	691,021	中央情報処理装置使用料 691,021 84,240 増
負担金	1,128,820	全国モーターボート競走施行者協議会 744,177 90,720 増
払戻金	38,219,250	舟券払戻金 38,219,250 2,250,000 増
返還金	1,121,098	舟券返還金 1,121,098 66,000 増
交付金	2,408,104	モーターボート競走法第25条交付金 1,502,264 85,967 増 モーターボート競走法第30条交付金 633,808 26,213 増
賃借料	1,632,750	住之江競艇場借上料 1,433,166 145,800 増
負担金	402,843	全国モーターボート競走施行者協議会 324,231 9,600 増

報告第2号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次の3件の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年2月19日提出

箕面市長 倉田哲郎

1 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成29年12月7日専決）

- (1) 事故発生日時 平成29年5月17日 午後2時12分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市桜一丁目8番12号
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 本市のごみ収集車（市民部環境整備室 ■■■■■ 運転）が、上記日時・場所において、ごみ収集を終えて発進し、右折しようとしたところ、同車両の左後部が植栽のコンクリートブロックに接触し、破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、47,250円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成29年12月7日

2 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（平成29年12月14日専決）

- (1) 事故発生日時 平成26年8月17日 午後6時30分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市西宿一丁目2060番地先 市道萱野区画道路3号線設置のエレベーター
- (3) 相手方 豊中市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が市の管理するエレベーターに乗ろうとしたところ、エレベーター内の「閉」ボタンに粘着物が付着して「閉」ボタンが押し込まれた状態になっていたため、通常よりも早く扉が閉まって、扉で頭部を挟まれたことにより、頭部外傷及び頸椎捻挫を負うとともに、眼鏡を破損したものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、300,000円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成29年12月15日

3 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（平成30年1月5日専決）

- (1) 事故発生日時 平成29年11月12日 午後2時30分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市栗生外院二丁目16番11号 J・Yドリーム駐車場
- (3) 相手方 大阪市淀川区所在の法人

- (4) 事故の状況 本市の消防ポンプ自動車（消防団員運転）が、上記日時・場所において、方向転換をしようとして後退したところ、同車両の右後部が相手方の外構フェンスのコンクリート基礎に接触し、破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、62,640円とし、市は、相手方にその全額を支払う。
- (6) 和解年月日 平成30年1月5日

第 1 2 号議案

財産取得の件

次のとおり財産を取得する。

平成 3 0 年 2 月 1 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

取得財産の表示		取得金額	所有者（譲渡人）
位置	財産の種別及び数量		
箕面市船場東一丁目 1 番 1 3 号	1 建物（事務所） 構造 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 床面積 8 1 . 1 5 m ²	46,456,843 円	箕面市船場東二丁目 5 番 4 7 号 大阪船場繊維卸商団地協同組合
	2 工作物		

（提案理由）

大阪船場繊維卸商団地協同組合から建物その他の財産を取得するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものである。

第 1 3 号議案

損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額を定める件
次のとおり和解する。

平成 3 0 年 2 月 1 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 和解の相手方

池田市在住の個人

2 事故の概要

平成 2 8 年 5 月 4 日午前 1 1 時 2 0 分頃、箕面市新稲三丁目 2 番 1 号 箕面市立第一中学校東側路上において、相手方が原動機付自転車で走行していたところ、同校東門に掛かっている防球ネットが風で車道まで膨らんで接触し、相手方が転倒した際に右眼窩底及び鼻骨を骨折し、及び右大腿部の一部分に後遺障害を負ったものである。

3 和解の内容

本件事故による相手方の損害額は、2, 0 5 0, 0 0 0 円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

（提案理由）

施設管理に係る損害賠償請求について和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものである。

第 1 4 号議案

市道路線の認定及び廃止の件

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項及び第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり市道路線の認定及び廃止をする。

平成 3 0 年 2 月 1 9 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

認定及び廃止をする市道路線（別紙のとおり）

（提案理由）

市道西小路新稲東線支線ほか 2 8 路線の認定及び市道西小路新稲東線支線ほか 3 路線の廃止をするため、道路法第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により提案するものである。

別紙

認定及び廃止をする市道路線

1 認定路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
13531	西小路新稲東線支線	桜三丁目129番3	桜三丁目137番4	
13788	大同住宅支線1号線	新稲一丁目44番7	新稲一丁目44番11	
13789	桜新稲線2号支線	桜五丁目475番	桜五丁目478番1	
13790	青柳通り線支線	百楽荘二丁目172番4	百楽荘二丁目172番6	
13791	阿比太橋通り線支線	半町二丁目356番6	半町二丁目356番10	
13792	瀬川桜井線支線	瀬川二丁目444番8	瀬川二丁目444番5	
13793	瀬川柴原線支線2号線	半町四丁目630番2	半町四丁目630番2	
13794	南瀬川5号線	瀬川四丁目828番2	瀬川四丁目852番2	
23444	稲如意谷線支線	坊島一丁目39番4	坊島一丁目39番8	
23445	牧落ナギノ木16号線	牧落三丁目12番12	牧落三丁目12番15	
23446	稲千里川4号線支線	稲二丁目261番7	稲二丁目261番10	
33299	第四中学校南側支線	石丸一丁目117番1	外院一丁目47番9	
33320	兼松青松園1号東線	外院三丁目73番395	外院三丁目73番394	
33321	願生寺西線支線2号線	外院二丁目347番10	外院二丁目347番15	
33322	谷山線支線	白島二丁目289番6	白島二丁目289番8	

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
41452	彩都中央線	彩都栗生南四丁目3番1	栗生外院六丁目608番1	
43522	彩都区画81号線	彩都栗生北七丁目2番47	彩都栗生北七丁目2番12	
43523	彩都区画82号線	彩都栗生北七丁目2番26	彩都栗生北七丁目2番29	
43524	彩都区画83号線	彩都栗生北七丁目2番25	彩都栗生北七丁目2番22	
43525	彩都区画84号線	彩都栗生北七丁目2番63	彩都栗生北七丁目2番71	
43526	彩都区画85号線	彩都栗生北七丁目2番48	彩都栗生北七丁目2番57	
43527	彩都区画86号線	彩都栗生北七丁目2番138	彩都栗生北七丁目2番77	
43528	彩都区画87号線	彩都栗生北七丁目2番111	彩都栗生北七丁目2番102	
43529	彩都中央線支線	大字栗生間谷680番8	大字栗生間谷2469番2	
53141	森町北17号線	上止々呂美4番4	上止々呂美4番4	
53142	森町西1号線	下止々呂美31番1	下止々呂美18番3	
53143	森町西2号線	下止々呂美31番1	下止々呂美31番1	
53144	森町西3号線	下止々呂美31番1	下止々呂美31番1	
53145	森町西4号線	下止々呂美18番72	下止々呂美18番84	

2 廃止路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
13531	西小路新稲東線支線	桜三丁目129番3	桜二丁目136番1	
33299	第四中学校南側支線	石丸一丁目117番	外院一丁目113番1	
41452	彩都中央線	大字粟生岩阪678番5	大字粟生間谷2469番2	
53085	森町北13号線	上止々呂美14番38	上止々呂美14番38	

第十五号議案

箕面市学童保育に関する条例改正の件

箕面市学童保育に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市学童保育に関する条例の一部を改正する条例

箕面市学童保育に関する条例（平成十三年箕面市条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「月額五千七百元」を「次に掲げる費用の額を合算した額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 学童保育に係る費用 月額五千七百元
- 二 おやつを提供に係る費用 月額千五百円

第五条第三項中「額は」の下に「、前項の合算した額を二十五で除して得た額に」を加え、「に百九十円」を削り、「得た額」の下に「（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を加え、同条第四項中「場合の保育料の額は」を「場合における第二項第一号に掲げる費用の額は、同号の規定にかかわらず」に改め、同項第一号及び第二号中「前二項に規定する額」を「第二項第一号に定める額」に改め、同条第五項中「保育料の額」を「第二項第一号に掲げる費用の額」に、「保育料を」を「額を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第五条の規定は、この条例の施行の日以後の学童保育の利用に係る保育料について適用し、同日前の学童保育の利用に係る保育料については、なお従前の例による。

(提案理由)

学童保育の運営を箕面市社会福祉協議会への委託から市直営に移行することに伴い、おやつ¹の提供に係る事務を実施するため、本条例を改正するものである。

第十六号議案

箕面市子ども・子育て支援条例改正の件

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例

箕面市子ども・子育て支援条例（平成二十六年箕面市条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

第七十八条第二項中「第十二条の四第二項」を「第十二条の五第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）等の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第十七号議案

箕面市証明その他の手数料条例改正の件

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市証明その他の手数料条例の一部を改正する条例

箕面市証明その他の手数料条例（昭和五十八年箕面市条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第七号中「別表百二十五の項」を「別表百二十八の項」に改め、同条第三項中「別表七十一の項から八十六の項まで」を「別表七十四の項から八十九の項まで」に改める。

別表二十四の項中「（個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合、住民票コードの記載を修正した場合、従前の個人番号に代えて個人番号を指定した場合又は国外に転出した場合の再交付を除く。）」を削り、同表二十五の項中「（通知カード若しくは個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合、住民票コードの記載の修正により個人番号カードを返納した場合又は国外に転出した場合の再交付を除く。）」を削り、同表中百四十七の項を百五十の項とし、八十四の項から百四十六の項までを三項ずつ繰り下げ、同表八十三の項中「七十九の項」を「八十二の項」に、「八十一の項」を「八十四の項」に改め、同項を同表八十六の項とし、同表八十二の項中「七十八の項」を「八十一の項」に改め、同項を同表八十五の項とし、同表中八十一の項を八十四の項とし、八十の項を八十三の項とし、七十九の項を八十二の項とし、同表七十八の項中「八十四の項」を「八十

七の項」に改め、同項を同表八十一の項とし、同表中七十七の項を八十の項とし、六十の項から七十六の項までを三項ずつ繰り下げ、同表五十九の項中「六十二の項、六十七の項及び六十八の項」を「六十五の項、七十の項及び七十一の項」に改め、同項を同表六十二の項とし、同表五十八の項を同表六十一の項とし、同表五十七の項中「六十二の項」を「六十五の項」に改め、同項を同表六十の項とし、同表中五十六の項を五十九の項とし、五十五の項を五十八の項とし、同表五十四の項中「五十六の項、五十八の項、五十九の項、六十一の項及び六十二の項」を「五十九の項、六十一の項、六十二の項、六十四の項及び六十五の項」に改め、同項を同表五十七の項とし、同表中五十三の項を五十六の項とし、五十の項から五十二の項までを三項ずつ繰り下げ、同表四十九の項中「一七、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に改め、同項を同表五十二の項とし、同表四十八の項中「三七、七〇〇円」を「三三、九〇〇円」に改め、同項を同表五十一の項とし、同表中四十七の項を五十の項とし、四十一の項から四十六の項までを三項ずつ繰り下げ、同表四十の項の次に次のように加える。

四十一	土壤汚染対策法第二十七条の二第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認	一件	九三、二〇〇円
四十二	土壤汚染対策法第二十七条の三第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の合併又は分割の承認	一件	九三、二〇〇円
四十三	土壤汚染対策法第二十七条の四第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認	一件	九三、二〇〇円

別表備考第五号中「四十五の項、百二十四の項、百三十五の項、百四十五の項及び百四十六の項」を「四十八の項、百二十七の項、百三十八の項、百四十八の項及び百四十九の項」に改め、同表備考第六号中「七十一の項から八十六の項まで」を「七十四の項から八十九の項まで」に改め、同表備考第七号及び第八号中「百二十五の項」を「百二十八の項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(提案理由)

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の改正に伴い新たな事務に係る手数料を定め、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の改正に伴い手数料の額を改定するとともに、個人番号カード等の再交付手数料の規定を変更するため、本条例を改正するものである。

第十八号議案

箕面市介護保険給付費準備基金条例改正の件

箕面市介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十九日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例

箕面市介護保険給付費準備基金条例（平成十二年箕面市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「費用」の下に「その他の介護保険事業に要する費用（介護保険の事務の執行に要する費用を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（提案理由）

介護保険給付費準備基金を地域支援事業の実施等介護保険法に基づく事務事業の財源に充てることができるようにするため、本条例を改正するものである。

第十九号議案

箕面市後期高齢者医療に関する条例改正の件

箕面市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十九日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

箕面市後期高齢者医療に関する条例（平成二十年箕面市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第五十五条第一項」の下に「（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）を「病院等（法第五十五条第一項）に改め、同条第三号中「第五十五条第二項第一号」の下に「（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第五十五条第二項第二号」の下に「（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

五 法第五十五条の二第一項の規定の適用を受ける被保険者であつて、

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第百十六条の二第一項及び第二項の規定の適用を受けて市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

附則中第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の改正に伴い、住所地特例の適用を受けて国民健康保険の被保険者とされている者が後期高齢者医療に加入した場合について定めるため、本条例を改正するものである。

第二十号議案

箕面市特別会計条例改正の件

箕面市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市特別会計条例の一部を改正する条例

箕面市特別会計条例（昭和三十九年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特別会計を、当該各号に定める目的のため、」を「目的のため、当該各号に定める特別会計を」に改め、同条に次の一号を加える。

六 介護サービス事業 特別会計介護サービス事業費

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（提案理由）

市直営の地域包括支援センターにおける介護予防支援事業の開始に伴い、特別会計を設置するため、本条例を改正するものである。

第二十一号議案

箕面市新市立病院整備審議会設置条例制定の件

箕面市新市立病院整備審議会設置条例を次のように定める。

平成三十年二月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市新市立病院整備審議会設置条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市新市立病院整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、移転して新たに建設される箕面市立病院（以下「新市立病院」という。）の整備等について、市長の諮問に応じて調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 市内関係団体の代表者
- 三 市民

(任期)

第五条 委員の任期は、二年を超えない範囲内で市長が定める。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第六条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴取し、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第十条 委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例（昭和二十九年箕面市条例第十号）の定めるところによる。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(招集の特例)

2 会長及びその職務を代理する委員が不在の場合における審議会の会議の招集は、第七条第一項の規定にかかわらず、市長が行うものとする。
この場合において、当該会議に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「六十三の項」を「六十四の項」に、「六十四の項」を「六十五の項」に改め、同条第四項中「別表六十四の項」を「別表六十五の項」に改める。

別表中六十四の項を六十五の項とし、三十七の項から六十三の項までを一項ずつ繰り下げ、三十六の項の次に次のように加える。

三十七	新市立病院整備審議会	会長	日額	八、三〇〇円
		委員		七、四〇〇円

(この条例の失効)

4 この条例は、箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年箕面市条例第三十五号）の施行の日限り、その効力を失う。

(提案理由)

新たな箕面市立病院の整備等について調査審議を行う審議会を設置するため、本条例を制定するものである。

第二十二号議案

箕面市立病院医療体制整備基金条例制定の件

箕面市立病院医療体制整備基金条例を次のように定める。

平成三十年二月十九日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立病院医療体制整備基金条例

箕面市立病院医療体制整備基金条例（昭和五十七年箕面市条例第十号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 箕面市立病院における医療職員の確保及び資質向上、施設設備の整備及び充実その他の医療資源の総合的な発展に要する費用に充てられたり、箕面市立病院医療体制整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金は、毎年度予算の範囲内で積み立てるものとする。ただし、財政の状況によってやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、前項の収益を基金に編入せず、第一条の設置の目的に充てることができる。

（繰替運用）

第五条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の設置の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(箕面市市民医療総合施設建設基金条例の廃止)

2 箕面市市民医療総合施設建設基金条例（昭和四十九年箕面市条例第七号）は、廃止する。

(提案理由)

箕面市立病院医療体制整備基金と箕面市市民医療総合施設建設基金を統合し、市立病院における医療資源の総合的な発展に要する費用に充てるため、本条例を制定するものである。

第二十三号議案

箕面市病院企業職員定数条例改正の件

箕面市病院企業職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市病院企業職員定数条例の一部を改正する条例

箕面市病院企業職員定数条例（平成二十一年箕面市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五百三十人」を「七百人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（提案理由）

箕面市立病院における医療体制の充実に必要な職員の確保を進め、地域医療の安定及び確立を図るため、本条例を改正するものである。

第二十四号議案

箕面市生産緑地地区の区域の規模に関する条例制定の件

箕面市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を次のように定める。

平成三十年二月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号。以下「法」という。）第三条第二項の規定に基づき、本市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めるものとする。

(区域の規模)

第二条 法第三条第二項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、三百平方メートル以上であることとする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(提案理由)

生産緑地法の改正に伴い、本市における生産緑地地区の面積要件を引き下げるため、本条例を制定するものである。

第二十五号議案

箕面市火災予防条例改正の件

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例

箕面市火災予防条例（昭和四十八年箕面市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第九の三の項中「五十三万円」を「五十七万円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の改正に伴い、手数料の額を改定するため、本条例を改正するものである。

第二十六号議案

箕面市水道事業給水条例改正の件

箕面市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市水道事業給水条例の一部を改正する条例

箕面市水道事業給水条例（平成九年箕面市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表一般用の項中「六八九円」を「六八六円」に、「一五〇円」を「一二六円」に、「一七〇円」を「一六八円」に、「一九五円」を「一九二円」に、「二二五円」を「二三〇円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二十二條第一項の規定は、平成三十年七月一日以後の水道の使用に係る水道料金について適用し、同日前の水道の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 平成三十年七月一日以後最初に計量した日から前回計量した日の翌日までの間における水道料金の算定の基礎となる使用水量は、その使用期間中各日均等に使用したものとみなす。

(提案理由)

大阪広域水道企業団の水道料金の引下げによる受水費の減少に伴い、水道料金を改定するため、本条例を改正するものである。

第 27 号議案

箕面市教育委員会委員の任命について同意を求める件

次のとおり箕面市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 30 年 2 月 19 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 中 享 子

	略	歴
平成 3 年 3 月		神戸山手短期大学英文学科卒業
同 16 年 6 月		昭和軽金属工業株式会社取締役（現在に至る。）
同 25 年 4 月		箕面市教育委員会委員（現在に至る。）

（提案理由）

中 享子氏を引き続き箕面市教育委員会委員に任命するため、提案するものである。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

平成 30 年 2 月 19 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

氏 名 笹 川 隆 邦

略

歴

昭和 39 年	3 月	京都大学工業教員養成所卒業
同 39 年	4 月	兵庫県立豊岡実業高等学校教諭
同 46 年	4 月	兵庫県立兵庫工業高等学校教諭
平成 16 年	4 月	神戸市立御影工業高等学校非常勤講師
同 18 年	7 月	人権擁護委員（現在に至る。）

同 22年	4月	大阪第三人権擁護委員協議会常務委員（現在に至る。）
同 25年	4月	大阪第三人権擁護委員協議会監事
同 29年	4月	大阪第三人権擁護委員協議会会長（現在に至る。）
同 29年	6月	大阪府人権擁護委員連合会副会長（現在に至る。）

（提案理由）

笹川隆邦氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。